

# 令和6年度 遠野市奨学生追加募集要項

遠野市の奨学資金貸与制度は、教育の機会均等の精神に基づき、向学心が高い優秀な学生であって、経済的事由により修学が困難な方に対し、無利子で学資の貸与を行い、有能な人材を育成することを目的としています。

## 1 応募資格

次の要件の両方を満たしている方が対象となります。

- ① 貸与を受ける学生の保護者が遠野市内に住所を有していること。
- ② 貸与を受ける学生が、高等学校や大学等（短期大学、専門学校等を含む。）に入学予定又は在学中であること。

## 2 募集期間

令和6年5月13日（月）から令和6年12月27日（金）まで ※12月27日必着

## 3 貸与期間及び貸与金額

正規の修学期間中、次の金額を無利子で貸与します。

- ① 大学生等 月額40,000円以内
- ② 高校生 月額15,000円以内



## 4 貸与予定人数

大学生等 20人、高校生 2人

## 5 応募手続き

次の書類を遠野市教育委員会事務局に提出してください。（郵送可、FAX不可）

### ① 奨学金貸与申請書（様式第1号）

… 記入例を参考に、もれなく記入してください。

奨学金を希望する理由については、できるだけ詳細に記入してください。

連帯保証人（保護者）の署名及び保証人（市内在住で別世帯の方）の連署が必要です。

### ② 奨学生推薦調書（様式第2号）

… 在学中の学校に記入を依頼してください。

過去2年間の成績を記入する必要があるため、前在席学校（卒業校）から成績証明書等の取り寄せが必要となる場合があります。

### ③ 世帯全員分の所得証明書

… 所得証明書の交付に当たっては、奨学金用の所得証明書様式及び納税証明等交付請求書にあらかじめ必要事項を記入の上、市税務課（市役所とびあ庁舎）又は宮守総合支所で交付を受けてください。納税証明書の交付手数料は、1通 300円です。

## 6 貸与者の決定及び結果の通知

応募があった方について、遠野市奨学生選考委員会において選考を行い、遠野市教育委員会が貸与者（奨学生）を決定し、その結果を応募者本人と推薦校に文書で通知します。

## 7 奨学資金の振込み

貸与決定後、学校への在籍及び振込口座の確認ができた方には、毎月第一木曜日（祝日の場合は翌営業日）に振込みます。

## 8 奨学資金の返還

奨学資金の貸与期間満了後、15年以内に全額を返還していただきます。

なお、遠野市では一定の要件を満たしている方を対象に、奨学金資金の返還に要する費用の半額を補助する制度を設けています。（下部参照）

## 9 奨学生募集に係る申込・問合せ

〒028-0515 遠野市東館町8番12号（遠野市役所東館庁舎2階）

遠野市教育委員会事務局学校総務課 電話62-4412

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで



申請様式のデータはこちら  
(市公式HP)

## ～ 遠野市奨学金返還支援補助金の概要 ～

### 1 補助対象者

次の要件の全てを満たしている方が対象となります。

- ① 遠野市内に住所がある40歳未満の方
- ② 遠野市奨学資金や日本学生支援機構から奨学金の貸与を受け、遅延なく返還している方
- ③ 市税等を滞納していない方
- ④ 遠野市内の事業所等に就業（雇用期間の定めがない雇用）した方（公務員を除く）

### 2 補助金の交付額

月12,000円を上限として返還額の1/2の額（千円未満切捨て）

### 3 補助金の手続き

補助金の交付を受けるには、次の手続きを行う必要があります。

- ① 遠野市内の事業所等に就業した年の12月までに補助金の交付承認を受ける。
- ② 1月から12月までに返還した額に応じて申請し、補助金の交付決定を受ける。
- ③ 翌年2月末までに交付決定を受けた補助金を請求する。

本補助制度については、市商工労働課（電話62-2111）にお問い合わせください。



制度詳細はこちら(市公式HP)